

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p><b>第二十三条</b> 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 十一（略）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p><b>第二十三条</b> 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村</p> <hr/> <p>の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置</p> <p>七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条</p>

(略)

(略)

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第一項第一号において同じ。)の変更

八 高等専門学校の学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程(法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。))に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。  
( )に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

(法第三百三十一条の政令で定める場合)

第二十四条の三 法第三百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

**第二十五条** 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村

と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

一～五 （略）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

**第二十六条** 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人

の理事長は、当該公立大学法

**第二十五条** 市町村の教育委員会は、当該市町村

の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- 三 名称又は位置を変更しようとするとき。
- 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 五 二部授業を行おうとするとき。

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

**第二十六条** 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の

設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

3 都道府県の教育委員会は、市町村又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同し

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。
- 三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。))の広域の通信制の課程に係るものを除く。)を変更したとき。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

3 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は

て設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、

当該市町村又は公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

#### (学期及び休業日)

**第二十九条** 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

#### (学校廃止後の書類の保存)

**第三十一条** 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する学校

市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の

設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

#### (学期及び休業日)

**第二十九条** 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

#### (学校廃止後の書類の保存)

**第三十一条** 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は

については当該学校

を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。